2021年1月7日1都3県緊急事態宣言発出における勤務方針

2021年1月7日緊急事態宣言発出における当社の本社およびさいたま支店の勤務方針は下記の通りとなります。

1.　在宅勤務を推奨します。

緊急事態宣言に伴い、在宅勤務を推奨します。しかしながら、当社業務内容や業務の引継ぎ状況を鑑み、業務進捗状況において出社の必要がある場合はその限りではありません。

不安がある方は申し出てください。

なお、在宅勤務時においての始業終業時刻は原則通常勤務と同様になります。

2.　出社時における勤務時間を変更します。

20時以降の外出自粛の要望に則り、フレシキブルタイムを下記の通りとします。

フレックス勤務者はフレキシブルタイム7時～19時・コアタイム10時～15時

フレックス勤務対象外の方は9時～18時と今まで通りとなりますが、残業を行う必要がある方は、19時までとします。

3.　出社時は引き続き健康管理チェックシートのチェックをお願いします。

手洗いや手指消毒を徹底し感染拡大防止及び自身の感染には十分気をつけてください。

4.　来客や訪問について

業務での訪問については、可能であれば日数を減らすなどお客様と調整してください。

お客様対応は、可能な限りWEBミーティングを推奨し、具体的には都度上長に確認してください。

5.　各人の事情に応じて柔軟に対応します。

2021年1月8日

小林労務

上村美由紀